

知的財産セミナー in アキバ  
第3回

# 知っておきたい、意匠制度・商標制度の基礎知識

中小企業・ベンチャー事業者の方で、特許制度についてはある程度知識を持っていても、意匠制度・商標制度についてはよく知らない人が多いようです。

意匠制度は、製品の外形デザインをそのまま権利化でき、特許よりも長期間保持させることも可能であり、製品によっては利用価値が高いと言えます。しかし、デザインというものすべてが意匠登録の対象になる訳でもないという特徴もあります。

また、企業家にとって、ブランド戦略が重要であることは理解していても、新製品の名前を発売直前まで決めかねている人も多いようです。せっかく売上げが伸びてきた商品に対して、「商品名〇〇〇〇は、弊社の登録商標なので使用を差し止めるように」という警告状が舞い込み、商品名を変更しなければならない事態も起き得ます。

本セミナーでは、意匠制度・商標制度に対して企業としてどのように取り組むべきかという基礎的知識を解説し、意匠制度・商標制度の上手な活用方法をご紹介します。

セミナーは、民間企業の知的財産部門で30年以上経験を積んだ講師がわかり易く解説します。

日時	平成22年10月21日(木)午後2時～5時(受付開始午後1時30分)		
会場	(財)東京都中小企業振興公社 3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面地図ご参照		
内容	○意匠制度の基礎 ○意匠登録出願は? ○意匠調査はどうするか ○意匠制度の戦略的活用	○商標制度の概要 ○商標の使用 ○登録出願前の準備 ○登録商標の活用	
対象	都内中小企業・ベンチャーの方で、意匠制度・商標制度の基礎知識を学び、経営に役立てたい方		
講師	東京都知的財産総合センター知的財産アドバイザー 児玉 志郎		
定員	100名(定員になり次第締め切ります)	参加費	無料

## ◆申込方法◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)でお送りください。

当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

**※参加可能連絡、及び受講証は発行いたしません、満員でお断りする場合はご連絡致します。**

お申込・問い合わせ先:東京都知的財産総合センター 福永篤志・加藤 電話:03-3832-3656

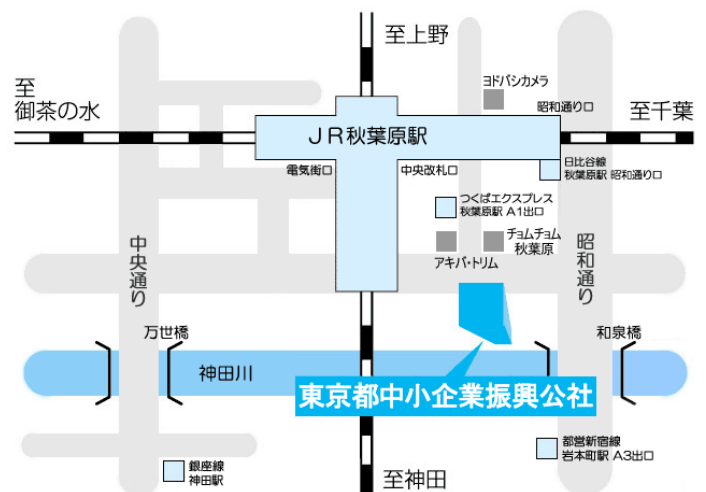
10/21(木)

# 知っておきたい、意匠制度・商標制度の基礎知識

送付先 F A X 番号 0 3 - 3 8 3 2 - 3 6 5 9

企業名		部 署	
役 職		出席者名	
所在地	〒 ー		
T E L		F A X	
E-mail			

(複数名お申込の場合は本申込書をコピーしてご利用ください)



JR「秋葉原駅」中央改札口徒歩1分  
東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」徒歩3分  
つくばエクスプレス (TX)「秋葉原駅」A1出口徒歩1分  
都営新宿線「岩本町駅」A3出口徒歩5分

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

利用者 (財)東京都中小企業振興公社(東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。